



2006 5月号

主な記事

- 2006年度社外重役会議経営者倶楽部のご案内
- MMIグループセミナーのご案内
- 労働安全衛生法の改正について
- dailyコラム(好評記事をもう一度)
- 5月の税務

2006年度社外重役会議経営者倶楽部のご案内

=統一テーマ=

「東北アジア民族の本質を探る」=日本・中国・韓国そして北朝鮮=

経済がいかにグローバル化しようともやはり我々中小企業にとっては、一部の例外を除き地域的な広がりはず「国内」であるし、そして近隣諸国への展開であろうと思われま。また昨今のグローバルな経済事情からしても、よし悪しは別に、中国を無視しては始まらないと思われま。

「己を知り、敵を知れば、百戦危うからず。」という諺がありますが、敵を知ることは、比較的客観的に分析できるのですが、己を知ることは非常に難しく、なかなか客観的に見ることができません。人の事は「なんであんな馬鹿なことをやっているのか」と解るのですが、いざ自分の事となると、同じような馬鹿をやっていることが往々にしてあります。

そこで、今年、1年を通じて、王 善花(オウ ソンファン)先生を講師に招き、連続して日本人(己)を勉強して行きたいと思いま。

6月のご案内 日本人と韓国(北朝鮮)人 パート1

6月の講演は「日本人と韓国(北朝鮮)人 パート1」について講演をいただきます。

韓国では結婚というものにとっても趣をおいている。もし独身でこの世を去った場合には独身の死者を探し死者同士の結婚式を行う習慣がある……死者との向き合い方から、宗教感の違い、文化の違いを通して日本人を勉強してゆきます。

お忙しいとは思いますが、貴社の経営にきつとお役に立つと思いましますので、是非ご参加ください。

= 記 =

日時 平成18年6月19日(月)
午後5時30分開場 午後6時開始

場所 株式会社エムエムアイ
4F シュミレーション室
〒140-0014
東京都品川区大井1-7-6 THビル
電話 03-3778-2311

参加費 メンバー 無料
新撰フォーラム21メンバー 10,000円
オブザーバー 15,000円

申込み・詳細・お問い合わせ
MMI担当 鈴木まで。
TEL 03-3778-2311



MMIグループ特別セミナー

先行告知

これからの中小企業はどんな決算書を作成すべきか?

先ごろ(平成17年3月29日)、金融庁から【地域密着型金融の機能強化の推進に関する新アクションプログラム(平成17年~平成18年)】が発表されました。

その中でも中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手としての存在を求められています。このアクションプログラムにより、金融機関がどういった方向性を打ち出しているのか?

又、それに対し中小企業はどういった対応をするべきなのか? 金融機関から新銀行東京(蒲田店)の福山店長をお招きし講演をしていただきます。

これからの時代の流れに遅れない為の参考に是非ご参加下さい。

日時: 7月13日午後6:30~
場所: きゅりあん 5F第3講習室

各種セミナーのご案内

MMIグループでは毎月様々なセミナーを開催し、経営者の方々に経営に役立つ情報を提供しています。

ご希望のセミナーがありましたら、マークにチェック後FAXにてお申し込みください。

追って 詳細をお送りいたします。

「やさしい 経営計画」

5月30日(火) 18:00~20:00 (2,000円)

昨今経営計画の作成の重要性が注目を浴びています。そこでまず最初に『経営計画とはどういったものか?』『経営計画は何のためにあるのか?』等の基本概念を理解していただく研修を開催いたします。内容は基本的な事が中心となりますので経営計画に興味のある方はその前段としてご活用下さい。

「社長の為の経営戦略会計 概論 編」

5月24日(水) 18:00~20:00 (3,000円)

貸借対照表と損益計算書の見方と分析方法。資金繰りの秘密について。

貴社の決算書の分析(決算書お持ちください)を行います。

「社長の為の経営戦略会計 経営計画 編」

6月7日(水) 18:00~20:00 (3,000円)

付加価値をどう増やすか、自社適正借入金とは利益はどうしたら出るのか?

キャッシュフローなどをやさしく解説いたします。

(シュミレーションプログラム進呈)

セミナー会場:

株式会社エム・エム・アイ 4Fシュミレーション室

〒140-0014 品川区大井1-7-6THビル

JR・東急大井町線「大井町駅」徒歩3分

お問い合わせ: 03-3778-2311

「社長の為の経営戦略会計 人事戦略 編」

6月2日(水) 18:00~20:00 (3,000円)

人件費を戦略的に捉える、固定費の考え方、経営全体に対する人件費の役割などを解説します。

(シュミレーションプログラム進呈)

「サラリーマン法人化 ~新しい雇用の提案~」

7月5日(水) 18:00~20:00 (2,000円)

「サラリーマン法人化」は、現在の労働条件を維持したまま、自らを法人化。企業はサラリーマン法人と業務委託契約等を結ぶ。サラリーマンの自立、自己責任意識を高め、企業の長期的視野の経営確立、質の高い企業価値を創造して社会に貢献することを目指していきます。

企業にとっての「人材」とサラリーマンにとっての「企業」がもっとよい関係を考え、実践していきます。

セミナー申込書

貴社名

参加者名

連絡先/FAX

E-mail

申し込みはファックスで **03-3778-2326** (このページをお送りください。)

A vogue phrase 流行言葉

今月は再びまた注目を浴びている「ビジネス用語・基本編」について

◆「ほうれんそう」ほう…報告・れん…連絡・そう…相談
お客様、社内コミュニケーションを円滑にしてゆく方法のひとつです簡単そうで実は以外に難しいことなのです。

◆5W1H

5W1Hは、Why、What、Who、Where、Whenのそれぞれの頭文字をとった5Wに、Howの1Hを加えたものです。

文章を構成する際などの基本的な要素として用いられます。

「人に話すときには5W1Hを意識しましょう」と言われたことがある方は多のではないのでしょうか?

◆コーチング

指導を行う場面で、対象者の自発性を促進するためのコミュニケーションスキルの一つ。組織内におけるコーチングとは、相手と同じ土俵に立ち、効果的な質問を投げ掛けることで、相手の本来の能力や意欲を引きだしていくことをめざす。

4月号からのお送りしています労働安全衛生法の改正について続きを掲載いたします。

サービス業等の事業所にはなじみの薄い労働安全衛生法ですが、近年は労働者のメンタルヘルス対策などもあり、すべての業種について、さまざまな対応を取らなければ労働者の安全・衛生を確保することが難しい時代になりました。

これらの現状を踏まえ、平成18年4月1日から労働安全衛生法が改正されます。

以下に詳細と対象業種を解説いたしますので、該当項目には特に注意をし、事業所内で対応を図りましょう。

5. 安全管理者の資格要件の見直し

- 対象 安全管理者を選任しなければならない事業場
- 平成18年10月1日から、安全管理者は、厚生労働大臣が定める研修を受けたものの中から選任しなければなりません。

6. 安全衛生管理体制の強化

- 対象 総括安全衛生管理者、安全委員会、衛生委員会等の選任又は設置義務がある事業場
- 総括安全衛生管理者が安全衛生に関する方針の表明に関すること等5つの事項が追加されました。

7. 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施

- 対象 製造業
- 製造業の元方事業者は、その労働者および関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害防止のため、連絡等の措置を講じなければなりません。

8. 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付

- 対象設備 化学設備および特定化学設備ならびにこれらの付属設備(配管を含む)
- 対象作業 対象設備の改造、修理、清掃等の作業で、当該設備を分解するもの又は当該設備の内部に立ち入るもの
- 対象となる作業を請負人に発注する注文者は、その設備で製造・取り扱うものの危険性および有害性等の事項を記載した文書等を作成し、その請負人に交付しなければなりません。

9. 化学物質等の表示・文書交付制度の改善

- 対象 政令で定める危険物・有害物を譲渡・提供するもの
- 従前の対象物に、引火性等の危険性も対象物質となり、表示事項に絵表示などが追加されます。

10. 有害物ばく露作業報告の創設

11. 免許・技能講習制度の見直し

株式会社 渡邊事務所

【dailyコラム】より好評記事をもう一度



自動車の登録 ちょっと節税

自動車税

自動車税は、財産税の一種ですが道路を利用することに対して、その整備費などを負担してもらうという目的税的な性格を持っています。自動車税は、毎年4月1日の自動車の所有者にかかるもので、5月31日期限の納付書が送付されてきます。納付書には証明書がついていて、納付しないと車検が受けられないようになっています。

自動車の登録は月初めで節税

この自動車税は1年分をまとめて支払うのですが、中古車を購入した場合には前の所有者と按分します。車を売ったり手放したりした場合には残りの期間の税金は戻ってきますし、中古で購入した場合には3月31日までの自動車税を負担することになります。

年の途中で新車を購入した場合でも残りの月数で自動車税を支払います。月割の負担をすることになりますが、登録し

た月には課税されません。月の初めに登録しても、月末最終日に登録してもその月については自動車税はかからないので、月末は避けて月初めに登録するようにすると、1ヶ月分自動車税を節税できることとなります。

軽自動車税はもっと節税できる

軽自動車税も自動車税と同じように所有者に対して課税されますが、4月1日時点で登録されている人に1年分かかるもので、自動車税のように月割りで課税されません。したがって、4月1日以降に軽自動車を購入した場合は、たとえ4月2日に登録したとしても3月31日までの分を節税できることとなりますので、自動車税に比べると軽自動車税の税額は自家用乗用車で年額7,200円と安いとはいえ、ずいぶん得した気分になります。逆に4月2日に軽自動車を手放しても、1年分の軽自動車税を支払うことになってしまうので、手放す場合にも時期のことをよく考えてみたほうがよさそうです。

ちょうぼ倶楽部からのお知らせ

ちょうぼ倶楽部のアドレスが下記に変更になります。
登録の変更をお願いいたします。

ちょうぼ倶楽部 NEWアドレス

choboclub@m-m-i-g.com

*今までの使用していたアドレスは新しいアドレスに
転送されます。(2006年5月31日まで)

メール転送は、
5月31日到着分までです。
メールアドレスの
登録変更を忘れずに



5月の税務

1 月		
2 火		4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3 水		
4 木		
5 金	5月10日	特別農業所得者の承認申請
6 土		
7 日		
8 月		
9 火	5月15日	3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮にかかる確定申告〈消費税・地方税〉 9月決算法人の中間申告〈法人税・法人事業税・法人住民税〉……半期分
10 水		
11 木		
12 金		
13 土		
14 日		
15 月		
16 火		
17 水		
18 木	5月31日	特別土地保有税(保有分)の申告・納付 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知 自動車税の納付 鉱区税の納付
19 金		
20 土		
21 日		
22 月		法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
23 火		
24 水		消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告 〈消費税・地方消費税〉
25 木		
26 金		
27 土		消費税の年税額4,800万円超の3月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告 〈消費税・地方消費税〉
28 日		
29 月		
30 火		
31 水		

松下幸之助 一言集

会社のよさを話す

外に出て自分の会社のことを悪く言う社員がいる。それはやはり社員の教育が十分にできていないからであろう。つまり、中には個人的不満があって会社の欠点を言う人もあろうが、より多くは、会社のよさというものが社員によく理解されていないからそういうことになるのだと思う。

この会社はこういう創業の理念を持ち、こういった歴史、伝統があるのだ、こういうことを使命としているのだ、そしてこのように世間に貢献し、これだけの成果を上げているのだ、ということを常日ごろから社員に教えるというか訴える。そういうことがきわめて大事だと思うのである。

編集後記

アーリーローズ・スノーフレーク・グリーンマウンテン・ルーラルニュー Yorker……明治38年から末にかけてアメリカから北海道に入ったじゃが芋の奨励品種だそうです。けっこうおしゃれな名前ですよ？ 芋くさいなんて言わせません。

じゃが芋の根には根粒バクテリアが付き植物と共生し窒素を蓄えるのでやせた土地を豊かにするとは確か遠い昔理科で習ったような……。

疲れた心にもじゃが芋のように栄養にも潤いにもなるような何かがあれば助かるのになあ。

初夏ともなると北の大地にじゃが芋の白や紫の花が一斉に咲きます。

花はチョット不細工なんですけどね。



MMIグループはISO 9001:2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。